

大田区中小企業融資 利用者条件変更報告（申請）書

令和 年 月 日

（宛先）大田区長

金融機関

支 店

印

担当者 電話 ()

下記のとおり条件等の変更を（ 報 告 ・ 申 請 ）します。 ※該当するほうに○印

資金名 (該当資金に○)	一般運転・一般設備・(緊急) 経営強化・開業・その他 ()		
	【区損失補償付】経営支援・小規模企業特別事業・景気対策		
法人名		氏 名 又は代表者	
あっせん番号			

※法人名等の変更があった場合は変更後のものを記入してください。

変更内容	変 更 前	変 更 後
(フリガナ) 法人名		
本店登記地 (住民登録地)	〒 TEL	〒 TEL
事業所 所在地	〒 TEL	〒 TEL
(フリガナ) 代表者 代表者住所		
事業の廃止		廃止日
原因ほか 特記事項		

《記入にあたっての注意》

- 1 区損失補償付で返済条件の変更は事前「申請」の上、区の承認が必要です。その他は「報告」として、事後速やかにご提出ください。報告書の提出期限は、変更内容等を把握した翌月末までです。(同一の取扱金融機関で複数口ある場合、報告は1部で結構です。)
- 2 区外移転・事業の廃止について、平成28年1月1日以降に申込みしたあっせん融資の利子補給はその事実があった日までが対象期間です。
- 3 本店登録地（住民登録地）が変更になった場合は事業所所在地の欄も必ず記入してください。
- 4 変更内容に合わせ、下記の根拠資料の写し（コピー）を必ず添付してください。

- 法人名 → 法人登記簿謄本
- 法人成り → 法人登記簿謄本、変更保証書（又は重畳の債務引受書）、個人廃業届、法人開設届
- 住所（法人は本店登記地、個人は住民登録地） → 法人登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合）
- 法人の代表者 → 法人登記簿謄本、新代表者の生年月日が記載された公的書類（例：住民票、印鑑証明書等）
- 事業廃止 → 法人登記簿謄本（法人の場合）、個人廃業届（個人の場合）

(R1.5)